

勧誘事例**【事例1】**

平成27年2月頃、群馬県内に居住する消費者Aが1人で在宅中、同社の勧誘者SがAの自宅を訪問し、「排水管の清掃業者で日江企画のSと申します。排水溝や排水管の清掃をしませんか。高圧洗浄機を使って清掃するので綺麗になります。」と勧誘した。Aは、排水管の清掃は今までしたことがなかったので工事費はいくらか尋ねたところ、安かったので了承し契約し、翌日が清掃日となった。清掃日当日、Sが1人で訪れ、排水管の高圧洗浄を行った。洗浄後Sは「水漏れがないか床下を点検したい。」と靴を持ち床下に潜り点検を実施した。点検後Sは、「床下が湿気っている。こんなに虫にくわれているので消毒したほうがいい。」と言い、白蟻が喰ったとする木片1枚をAに見せた。その後Sは、家のテレビにカメラを繋いで床下を撮った写真を見せて、「床下が濡れている。」とAに告げた。このようにSに言われたAは、このままにしておけば家が大変なことになると不安になり、結局15万円の床下防腐、防蟻工事の契約を締結することになった。契約締結後に手渡された契約書は、クーリング・オフの記載はされているものの、その部分が赤字で囲われていない不備な契約書面であった。

【事例2】

平成28年3月頃、群馬県内に居住する消費者Bが1人で在宅中、同社の勧誘者TがBの自宅を訪問した。Tは、「1年前に下水工事をしたので、年に1度の定期点検に来た。」とBに声を掛けた。Bは昨年下水道工事をした日江企画の社員とわかり、点検を依頼した。点検終了後、Tから「排水管の高圧洗浄をしませんか。9千円のところ特別に3千円です。」と勧誘され、安かったので清掃を契約、後日清掃を行うこととなった。清掃日当日、男性作業員T及びUの2名が訪れ、排水管の高圧洗浄を行い、Bは料金を支払った。すると、「高圧洗浄したので、水漏れがないか床下を点検したい。」と言われ、点検は無料とのことだったので依頼した。作業員は、デジタルカメラを持ち床下に潜った。点検後デジタルカメラで撮影した画像を見せられ、「コンクリートに亀裂が2箇所ある。地震がくると心配だ。柱にもしみがある。シロアリもいる。」と言われ、さらに「大きい地震がくればどんどん亀裂が広がり修繕工事には何百万もかかる。いまなら20万円前後で修理できる。」と言われた。Bは心配になり、床下改修工事を契約した。その後、知り合いの大工に基礎コンクリートの亀裂について聞いたところ、「2箇所くらいのひびでは家は倒れない。心配することはない。」と言われた。床下改修工事を契約した際に交付された契約書は、クーリング・オフの記載はあるものの、その部分が赤字で囲われていない不備な契約書面であった。

【事例 3】

平成28年5月頃、群馬県内に居住する消費者Cが1人で在宅中、同社の勧誘者V及びWの2名がCの自宅を訪問した。Cは、勧誘者Vから「この近辺で下水が詰まるので確認に来ました。」と、市から来た委託業者の様なことを言われた。Cは自宅の下水は詰まっていないことから、「詰まっていないので結構です。」と断ったが、Vは、「ただですから点検します。」と、消費者の了承を得ることなく玄関脇に設置してある排水枡3箇所の蓋を次々に開け、「汚れていますから確認してください。このまま放っておくと詰まってしまおう。」とCに告げた。Cは、「知人に水道屋をしている人がいるので、その人に頼みます。」と再度断ったが、Vはその後も「簡単な清掃で安く5千円でできるから掃除をしないか。」等しつこく勧誘し、根負けしたCは、結局契約してしまった。契約時に交付された契約書は、法で規定されている料金の支払い方法及び契約を担当した者の氏名の記載がない不備な契約書面であった。

【事例 4】

平成28年6月頃、同社の勧誘者Xは、群馬県内の消費者Dの自宅を訪問した。Xは社名と氏名を名乗り「排水管が詰まっている家が多いので見させてください。見るのはただです。」と勧誘した。Dは、ただならぬと思い、了承した。Xは配水管の確認後、「排水枡が壊れています。4箇所の内、後ろの3箇所は補修できるかもしれないが、他の1箇所については交換しないとだめかもしれません。蓋も1箇所壊れていますが、蓋はサービスします。排水管も汚れているので、パイプクリーニングをしたほうがいいです。」と排水枡交換等を勧誘した。Dは、いくらかかるか値段を聞いたところ、1万5千円と言われたことから、「年金生活なので無理です。」と断った。するとXは、「地域限定お掃除お試しキャンペーン」と書かれたチラシを見せて、「排水枡とパイプ清掃が、通常価格2万7千円のところキャンペーン価格1万5千円でできます。特別に枡の補修と蓋を1箇所サービスします。」と再度勧誘した。Dはこのように言われたので了承し、契約書に署名押印した。清掃日にはY及びZの2名が来訪し、1時間くらいの作業を行った。清掃作業を終えたYは、玄関の呼び鈴を鳴らしたものの、承諾なく勝手に室内に上がり込んで、「お勝手と風呂と洗面所の洗浄をします。」と言ってきた。Dは「洗面所は壊れているから結構です」と断ったところ、Yは洗面所以外の清掃を行った。その後Yは、「床下を確認したい。」と言ってきた。Dはこれ以上家の中まで入られるのに抵抗があったので断ったが、Yは「水漏れがあっては困るし、その結果も会社に報告しなければならないので見せてください。」とさらに言ってきたので、仕方なく了承すると、Yはカメラを持って床下に潜った。床下点検後、Yは「床下の状況をテレビにつないで見せます。」と言ったが、Dは「見たくない」と断った。その後、Yは床下の事には触れなかったが、排水枡について、「後ろの2つは替えた方がいい。」と言って、2箇所で10万円すると言った。Dは高額なので断ったところ、Yは「このまま放置しておくで壊れて水漏れし、地面が水浸しになり家が傾いてしまう。」と告げた。Dは、Xにパイプクリーニング契約を勧誘された際に、「排水枡は補修できる」と聞いていたので、Yに確認したところ、Yは「Xは工事の事はあまり知らないから。」と言い、さらにYから「枡の交換は、通常1箇所5万円ですが、4万円にします。2箇所で8万4千円でどうですか。」と勧誘された。Dは、家が傾くと言われたのではこのまま放置しておく訳にはいかないと思い、排水枡交換の契約を承諾し、契約書に署名押印した。交付された契約書は、クーリング・オフの記載はあるものの、その部分が赤字枠で囲われていない不備な契約書面であった。